明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一**）　二
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学二七**）　二
○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業四二**）　四
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（**国土交通三三**）　五
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**環境八**）　五
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委二二**）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（**同一三**）　一四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**外務一六二**）　一四
○特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する件（**文部科学七二**）　三
○特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する件（**同七三**）　三
○厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件（**厚生労働一八九**）　一〇二
○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定した件（**経済産業一〇六**）　一〇三
○高速自動車国道に関する件（**国土交通三八三～三八五**）　一〇四
○自動車整備職種の自動車整備作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準を定める件（**同三八六**）　一〇五
○都市計画に関する件（**中部地方整備局五九**）　一〇六
○道路に関する件（**近畿地方整備局一二四～一二七**）　一〇六
○道路に関する件（**中国地方整備局四七～四九**）　一〇六
○道路に関する件（**四国地方整備局四七**）　一〇六
○都市計画に関する件（**九州地方整備局一一四**）　一〇七
〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇七
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十八年度平成二十九年二月分）（財務省）　一〇七
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　一一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一一三
特殊法人等
独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条に定める通行方法、国立研究開発法人建築研究所、中日本高速道路株式会社工事区間変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了、阪神高速道路株式会社都市計画事業、企画競争に係る手続開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立関係　一一四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一一五〇
会社その他
会社決算公告　一一五四